

令和元年10月
海事局船員政策課

船舶設備規程等の一部を改正する省令案について ＜船員法施行規則の一部改正関連＞

1. 背景

平成24年1月にイタリアのジリオ島付近で発生した旅客船コスタ・コンコルディア号の座礁・転覆事故を受け、座礁等により船体が損傷し、浸水した際に、船体の復原性を確保し、転覆を防ぐための措置（以下「損傷制御」という。）を操練として追加し、旅客船に対し、それらを定期的を実施するよう「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（以下「SOLAS条約」という。）が改正され、平成29年6月に採択された。

今般、SOLAS条約の改正に伴い、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

旅客船について、非常配置表に海員の配置を定めなければならない作業として、損傷制御を新たに加えるとともに、少なくとも3ヶ月に1回、損傷制御に係る操練を行うこととするため、船員法施行規則について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和元年12月上旬

施 行：令和2年1月1日（改正SOLAS条約の発効日）